

改正

平成30年3月30日規則第46号  
令和2年3月31日規則第45号  
令和5年12月20日規則第9号  
令和6年3月29日規則第30号  
令和8年2月27日規則第14号

那須烏山市公有財産管理規則

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 公有財産の取得（第8条—第18条）

第3章 公有財産の管理

第1節 通則（第19条—第21条）

第2節 公有財産の異動（第22条—第28条）

第3節 行政財産の貸付け、使用許可等（第29条・第30条）

第4節 普通財産の貸付け等（第31条—第49条）

第4章 公有財産の処分（第50条—第67条）

第5章 公有財産台帳等（第68条—第72条）

第6章 増減異動の報告等（第73条・第74条）

第7章 借受財産（第75条）

第8章 雑則（第76条—第78条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の6の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、市の公有財産に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和2年規則45号・6年30号〕

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）課長等 市長の命を受けて公有財産に関する事務の処理を行う本庁の課長及びこれに相当する出先機関の長並びに議会事務局長をいう。
- （2）取得 買入れ、交換、寄附の受入れ、新築、増築等による公有財産の増加をいう。
- （3）管理 公有財産の維持、保存及び運用をいう。
- （4）処分 売払い、交換、無償による譲渡、取壊し等による公有財産の減少をいう。

（公有財産の分類及び種類）

第3条 公有財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第3項の規定により、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

- (1) 公用財産 市において、市の事務事業の用に供し、又は供することと決定した財産
- (2) 公共用財産 市において、直接公共の用に供し、又は供することと決定した財産

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

(公有財産に関する事務の指導統括)

第4条 総務課長は、公有財産に関する事務を指導統括し、その適正な執行を期するため、当該事務の処理手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

2 総務課長は、課長等が行う公有財産に関する事務の処理について必要があるときは、その状況について調査し、又は必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(公有財産に関する事務の所管)

第5条 公有財産に関する事務のうち次の各号に掲げる事務については、それぞれ当該各号に掲げる財産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 公用財産の取得、管理及び処分（第26条第4項ただし書の規定に基づき総務課長に引き継がないで行う処分に限る。次号において同じ。） 当該公用の目的である事務を所掌する課長等
- (2) 公共用財産の取得、管理及び処分 当該公共用財産の用途に係る事務を所掌する課長等
- (3) 普通財産の取得、管理及び処分 総務課長（総務課長が取得、管理及び処分を行うことが適当でないと認める普通財産にあつては総務課長が指定する課長等）
- (4) 公有財産に関して生じた損害賠償の請求に関する事務 総務課長

2 前項の規定にかかわらず、道路、法定外公共物、橋りょう、河川及び下水道（以下この項において「道路等」という。）の用途に供し、又は供することと決定した土地、施設及び工作物並びに道路等に附属する物件に係る公有財産の取得、管理及び処分に関する事務については、当該道路等の管理に関する事務を所掌する課長等が行うものとする。

3 公有財産に関する事務に係る特別な事情により前2項の規定により難いと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、総務課長の指定する者がその事務を行うものとする。

(総務課長への合議)

第6条 課長等は、公有財産に関する事務の処理については、総務課長に合議しなければならない。

(公有財産管理運用委員会への付議)

第7条 課長等は、次に掲げる措置を講じようとするときは、あらかじめ、別に定める公有財産管理運用委員会に付議し、その承認を経なければならない。ただし、特にその必要がないと総務課長が認めるものについては、この限りでない。

- (1) 公有財産の取得に関する事。
- (2) 公有財産の貸付けに関する事。
- (3) 公有財産の処分に関する事。
- (4) 公共施設の跡地利用に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が必要と認める事項に関する事。

## 第2章 公有財産の取得

(交換又は寄附による取得)

第8条 課長等は、交換又は寄附により公有財産を取得しようとするときは、当該交換又は寄附をしようとする者から市有財産交換申出書（別記様式第1号）又は寄附申出書（別記様式第2号）を提出させなければならない。

(取得前の調査等)

第9条 課長等は、公有財産を取得しようとするときは、取得しようとする財産についてあらかじめ実地調査を行い、現況、隣接地との境界等を確認するとともに、登記され、又は登録されているものについては、登記簿その他の関係書類の調査を行わなければならない。

2 課長等は、前項の規定による調査の結果、取得しようとする公有財産に質権、抵当権、賃借権その他の所有権以外の権利が設定され、又は特殊な義務があることが判明したときは、所有者又は当該権利を有する者に請求して設定された権利又は特殊な義務を消滅させる等の必要な措置を講じなければならない。ただし、設定された権利又は特殊な義務が市の利益を害さないと市長が認めるときは、この限りでない。

(取得に係る手続)

第10条 課長等は、公有財産の取得に係る事案について前条の規定による調査及び第7条の規定による公有財産管理運用委員会への付議を経て当該事案が適当であると認められたときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする公有財産の表示（土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、地番、種類、構造及び床面積）
- (2) 取得の方法（買入れ、交換又は寄附等の別）
- (3) 取得の理由（取得後の用途又は利用計画）
- (4) 評定価格又は見積金額
- (5) 取得予定価格
- (6) 相手方の住所及び氏名（法人にあっては、その住所及び名称並びに代表者の氏名）
- (7) 取得に際し条件があるときは、その内容
- (8) 取得しようとする公有財産に所有権以外の権利が設定され、又は特殊な義務があるときは、その内容及び設定された権利又は特殊な義務が市の利益を害さないと認める理由
- (9) 予算科目及び予算額
- (10) 建物を取得しようとする場合において当該建物の敷地が借地であるときは、当該土地の所有者の住所、氏名及び賃借料
- (11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の決裁を受けるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 評定価格調書又は見積価額算定書
- (2) 契約書案
- (3) 関係図面
- (4) 建物を取得しようとする場合において当該建物の敷地が借地であるときは、当該土地の使用についての所有者の承諾書
- (5) 交換、寄附等による取得にあっては、市有財産交換申出書、寄附申出書等の関係書類
- (6) 相手方が公共団体その他の法人である場合で、不動産の処分について当該機関の議決又は監督官庁の許可若しくは認可が必要なときは、当該機関の議決書又は監督官庁の許可書若しくは認可書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(寄附受入れの通知)

第11条 課長等は、前条の規定により寄附による受入れをすることの決定があったときは、寄附受入書（別記様式第3号）により当該寄附の申出のあった者に通知しなければならない。

(契約書の作成及び記載事項)

第12条 課長等は、買入れ又は交換により公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 買入れ又は交換に係る物件の内容
- (2) 売買契約にあつては、売買代金並びにその納入時期及び納入方法
- (3) 交換契約にあつては、交換価額及び交換差金並びにその納入時期及び納入方法
- (4) 所有権の移転に関する事項
- (5) 契約の解除に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(引渡し等に係る手続)

第13条 課長等は、取得した公有財産について引渡しを受けるときは、現地に立会いの上、引渡しに関する書類及び関係図面と照合し、適当であると認めたときでなければ引渡しを受けてはならない。

- 2 前項の場合において、土地の引渡しを受けるときは、当該土地と隣接地との境界を確認し、第20条の定めるところにより境界を明らかにするための措置を講じなければならない。
- 3 課長等は、寄附により取得した公有財産の引渡しを受けたときは、当該寄附をした者に礼状（別記様式第4号）を送付しなければならない。

(登記及び登録)

第14条 課長等は、登記又は登録のできる公有財産を取得したときは、遅滞なく、登記又は登録の手続をとらなければならない。ただし、当該公有財産の性質により、登記又は登録をしないことができる。

(取得代金の支払)

第15条 課長等は、公有財産の取得に要する代金については、登記又は登録のできる不動産にあつては登記又は登録を完了した後、動産にあつてはその引渡しを受けた後でなければ支払ってはならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(取得に係る通知)

第16条 課長等は、公有財産を取得したときは、公有財産取得通知書（別記様式第5号）により総務課長に通知しなければならない。

2 前項の規定により通知するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 関係図面の写し
- (2) 登記又は登録を要するものについては、登記又は登録が済んでいることを示す書類の写し
- (3) 契約書の写し

(建物等の新築、増築等に係る工事の委託)

第17条 課長等は、新築、増築等により建物等に係る公有財産を取得しようとするときは、都市建設課長に工事の設計及び施工に関する事項を委託することができる。

2 都市建設課長は、建物等の新築、増築等に係る工事が完成し、その完成を確認するための検査に合格したときは、公有財産引継書（別記様式第6号）により当該工事の設計及び施工の委託をした課長等にその管理を引き継がなければならない。

3 前項の規定により引き継ぐときは、当該公有財産に係る関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

4 課長等は、前2項の規定により公有財産の引継ぎを受けたときは、前条の規定により総務課長に通知しなければならない。

(取得に係る契約に関し必要な事項)

第18条 この章に定めるもののほか、公有財産の取得に係る契約に関し必要な事項は、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）の定めるところによる。

一部改正〔令和2年規則45号〕

### 第3章 公有財産の管理

#### 第1節 通則

(適正管理)

第19条 課長等は、その所管する公有財産について、常に現況を把握するとともに、次に掲げる事項に留意し、当該公有財産の効率的な運用及び良好な維持保全に努め、適正な管理をしなければならない。

- (1) 公有財産の維持、保全及び利用の状況
- (2) 使用料又は貸付料の納入状況
- (3) 公有財産の現況と台帳及び付属図面との適合状況
- (4) 土地境界の状況
- (5) 建物及び工作物等の滅失又は毀損の有無
- (6) 電気、ガス、給排水その他施設の整備状況
- (7) 火災、盗難等の予防措置の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公有財産の管理上必要な事項

(土地境界の表示等)

第20条 課長等は、その所管する公有財産のうち土地については、当該土地と隣接地との境界に標柱を布設し、常に境界を明らかにしておかななければならない。

2 前項の場合において、隣接地との境界が明らかでないときは、法務局及び市区町村の公簿、公図その他関係資料を参考とし、当該隣接地の所有者その他の関係者の立会いを求めて調査しなければならない。

3 課長等は、前項の規定による調査の結果、境界が明らかになったときは、直ちにその境界に標柱を布設し、当該隣接地の所有者と境界確認に関する覚書（別記様式第7号）を取り交わさなければならない。

4 課長等は、前項の規定により覚書を取り交わしたときは、当該覚書の写しを総務課長に送付しなければならない。

(不法占有等に対する措置)

第21条 課長等は、その所管する公有財産を不法に占有し、又は使用する者があるときは、直ちに当該占有又は使用を中止させ、原状に復させるとともに、当該不法な占有又は使用により生じた損害を賠償させなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該占有又は使用に対して相当の料金を徴収し、これを追認することができる。

#### 第2節 公有財産の異動

(分類替え)

第22条 課長等は、その所管する普通財産を行政財産に分類替えしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 分類替えをしようとする普通財産に係る公有財産台帳の登載事項
- (2) 分類替えをしようとする理由（分類替え後の用途及び利用計画）
- (3) 分類替えをしようとする時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の決裁を受けるときは、当該普通財産に係る関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

（種類替え）

第23条 課長等は、その所管する行政財産の種類替え（公用財産にあっては公共用財産に変更し、公共用財産にあっては公用財産に変更することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 種類替えをしようとする行政財産に係る公有財産台帳の登載事項
- (2) 種類替えをしようとする理由（種類替え後の用途及び利用計画）
- (3) 種類替えをしようとする時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の決裁を受けるときは、当該行政財産に係る関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

（所管替え）

第24条 課長等は、その所管する公有財産の所管換え（異なる会計の間又は各課、出先機関若しくは議会事務局の間において、公有財産の所管を移すことをいう。以下同じ。）をしようとするときは、関係課長等と協議し、同意を得た後、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 所管換えをしようとする公有財産に係る公有財産台帳の登載事項
- (2) 所管換えをしようとする理由
- (3) 所管換えをしようとする時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の決裁を受けるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 関係課長等との協議済書
- (2) 関係図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な書類

3 異なる会計間における所管替えは、当該会計間において有償で整理するものとする。ただし、市長が特に有償での整理を要しないと認めるときは、この限りでない。

4 課長等は、前3項の規定により所管替えに係る決裁を受けたときは、公有財産引継書により当該所管替えを受ける課長等にその管理を引き継がなければならない。

（用途変更）

第25条 課長等は、その所管する行政財産の用途を変更しようとするときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 用途を変更しようとする行政財産に係る公有財産台帳の登載事項
- (2) 用途を変更しようとする理由
- (3) 用途を変更しようとする時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の決裁を受けるときは、当該行政財産に係る関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

(用途廃止)

第26条 課長等は、その所管する行政財産について行政財産としての用途目的を喪失し、公用又は公共の用に供する必要がなくなったときは、遅滞なく行政財産としての用途を廃止しなければならない。

2 課長等は、前項の規定により行政財産としての用途を廃止しようとするときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

(1) 用途を廃止しようとする公有財産に係る公有財産台帳の登載事項

(2) 用途を廃止しようとする理由

(3) 用途を廃止しようとする時期

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

3 前項の決裁を受けるときは、当該行政財産に係る関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

4 課長等は、前3項の規定により行政財産としての用途の廃止に係る決裁を受けたときは、公有財産引継書により総務課長にその管理を引き継がなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 使用に堪えない行政財産で取壊し、撤去等の目的をもって用途を廃止したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、処分する目的をもって用途を廃止した行政財産であって、当該行政財産を所管していた課長等において処分させることが適当であると総務課長が認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、用途を廃止した行政財産を所管していた課長等において普通財産として引き続き管理させることが適当であると総務課長が認めるもの

(異動に係る通知)

第27条 課長等は、その所管する公有財産について、普通財産から行政財産への分類替え、行政財産の種類替え、公有財産の所管替え又は行政財産の用途の変更若しくは廃止をしたときは、公有財産異動通知書(別記様式第8号)により総務課長に通知しなければならない。

(普通財産への編入)

第28条 総務課長は、前条の規定により行政財産の用途の廃止に係る通知があったときは、当該用途の廃止がされた行政財産を速やかに普通財産に編入するものとする。

第3節 行政財産の貸付け、使用許可等

(行政財産の貸付け又は地上権若しくは地役権の設定)

第29条 課長等は、その所管する行政財産については、法第238条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、これを貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定することができる。

2 前項の規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合については、次節の規定を準用する。

(行政財産の使用許可に係る手続、使用料等)

第30条 行政財産の使用許可に係る手続については、那須烏山市行政財産使用許可事務取扱規程(平成22年3月那須烏山市規程第3号)の定めるところによる。

2 行政財産の使用許可に係る使用料の納入及び減免については、那須烏山市行政財産使用料条例（平成22年3月那須烏山市条例第5号）及び那須烏山市行政財産使用料条例施行規則（平成22年3月那須烏山市規則第10号）の定めるところによる。

一部改正〔令和2年規則45号〕

#### 第4節 普通財産の貸付け等

（貸付けに係る手続）

第31条 課長等は、普通財産を貸付けしようとするときは、当該普通財産を借り受けようとする者（以下「借受人」という。）から市有財産貸付申込書（別記様式第9号）を提出させなければならない。

2 課長等は、普通財産の貸付けに係る事案について第7条の規定による公有財産管理運用委員会への付議を経て当該事案が適当であると認められたときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- （1）貸付けしようとする普通財産に係る公有財産台帳の登載事項
- （2）借受人の住所及び氏名（法人にあっては、その住所及び名称並びに代表者の氏名）
- （3）貸付けしようとする理由
- （4）貸付期間
- （5）貸付料及びその算定基礎（無償又は第37条の規定による貸付料よりも低い価額により貸し付ける場合にあっては、その根拠及び理由）
- （6）貸付条件
- （7）連帯保証人
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 前項の決裁を受けるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）市有財産貸付申込書
- （2）契約書案
- （3）関係図面
- （4）前3号に掲げるもののほか、必要な書類  
（連帯保証人）

第32条 課長等は、普通財産を貸付けしようとするときは、連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）借受人が、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体又は公益的団体であるとき。
- （2）借受人に貸付料の総額の10分の1以上の契約保証金を納めさせるとき。
- （3）無償による貸付けであるとき。
- （4）1年以下の貸付けであるとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、借受人の資力、信用等から判断して連帯保証人を立てさせる必要がないと課長等が認めるとき。

2 前項の連帯保証人は、次の各号のいずれかに掲げる者でなければならない。

- （1）市内に居住し、かつ、独立の生計を営んでいる者であって、貸付料の年額に相当する固定資産又は所得を有している者
- （2）前号に掲げるもののほか、固定した収入をもって独立の生計を営んでいる者であって、弁済能力を有する者として適当であると市長が認める者

- 3 課長等は、第1項本文の規定により連帯保証人を立てさせるときは、借受人から連帯保証人設定届出書（別記様式第10号）を提出させなければならない。この場合において、個人が連帯保証人となるときは、市長が定める額を極度額として設定するものとする。
- 4 借受人は、連帯保証人の住所、氏名、連絡先その他の事項の変更があったときは、遅滞なく、連帯保証人住所等変更届出書（別記様式第11号）により課長等に届け出なければならない。
- 5 借受人は、連帯保証人を変更したときは、遅滞なく、連帯保証人変更届出書（別記様式第12号）により課長等に届け出なければならない。
- 6 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、又は第2項に掲げる資格要件を欠くこととなったときは、速やかに他の連帯保証人を立てなければならない。

一部改正〔令和5年規則9号〕

（契約書の作成及び記載事項）

第33条 課長等は、普通財産を貸付けしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、1年以下の貸付けに係るものについては、契約書に代え市有財産貸付書（別記様式第13号）により貸し付けることができる。

- (1) 貸付物件の内容
- (2) 使用目的
- (3) 貸付期間
- (4) 貸付料並びにその納入時期及び納入方法
- (5) 使用上の制限に関する事項
- (6) 契約の解除に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 連帯保証人に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（契約に要する費用）

第34条 普通財産を貸付けしようとする場合における契約に要する費用は、借受人の負担とする。

（用途指定による貸付け）

第35条 課長等は、一定の用途に供させる目的をもって普通財産を貸し付けるときは、当該普通財産の貸付けを受ける者に対して、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を契約において指定しなければならない。

（貸付期間）

第36条 普通財産を貸し付けることができる期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 建物の所有を目的として土地（建物以外の土地の定着物を含む。以下この条において同じ。）を貸し付ける場合 30年以上50年未満
- (2) 前号に掲げる目的以外の目的で土地を貸し付ける場合 20年以内
- (3) 建物その他の工作物を貸し付ける場合 10年以内
- (4) 前3号に掲げるもの以外の普通財産を貸し付ける場合 3年以内

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貸付けに該当する場合の貸付期間については、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定による定期借地権を設定し、土地を貸し付ける場合 50年
- (2) 借地借家法第23条第2項の規定による事業用定期借地権を設定し、土地を貸し付ける場合 10年以上30年未満
- 3 第1項の貸付期間は、更新することができる。この場合における更新後の貸付期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
  - (1) 第1項第1号に掲げる貸付け 最初の更新にあつては20年、第2回目以降の更新にあつては10年
  - (2) 第1項第2号から第4号までに掲げる貸付け それぞれ当該各号に定める期間  
(貸付料)

第37条 課長等は、普通財産を貸し付けたときは、貸付料を徴収するものとする。

- 2 貸付料は、那須烏山市行政財産使用料条例の規定を準用して定めるものとする。ただし、競争入札により貸し付けるときは、当該競争入札の落札金額とする。
- 3 貸付料は、毎年度定期に納入させなければならない。  
(無償又は所定の貸付料よりも低い価額による貸付け)

第38条 課長等は、貸付けに係る事案が那須烏山市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第42号）第4条各号のいずれかに該当するものであるときは、前条の規定にかかわらず、同条例第4条の規定により無償又は前条の規定による貸付料よりも低い価額により貸し付けることができる。

- 2 前項の場合において、無償により貸し付けることができる場合とは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するものであるとき。
  - (2) 公共的団体若しくは公益的団体又はこれらに類する団体において、公共用又は公益事業の用に供する場合であつて、その事業の成果が、市の総合計画、各種事業計画等に定める施策の成果目標に資するものであるとき。
  - (3) 那須烏山市社会福祉法人助成条例（平成23年3月那須烏山市条例第11号）の規定による助成の対象となる社会福祉法人において、社会福祉事業の施設の用に供するものであるとき。
  - (4) 現に普通財産の貸付けを受けている者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難い状態にあると認められるとき。ただし、当該災害の責が当該普通財産の貸付けを受けている者にあるときを除く。
  - (5) 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体又は公益的団体において、災害が発生した場合の応急措置の用に供するものであるとき。
  - (6) 自治会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体において、地域的な共同活動に係る拠点又はその付随する施設及び敷地の用に供するものであるとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上の観点から無償により貸し付ける必要があると課長等が認めるものであるとき。

- 3 第1項の場合において、前条の規定による貸付料よりも低い価額により貸し付けることができる場合とは、次に掲げる場合とする。
  - (1) 貸付料を4分の3まで減額できる場合 次に掲げる場合とする。
    - ア 市が出資する法人又は団体の実施する事業の用に供するものであるとき。

イ アに掲げるもののほか、公益上の観点から貸付料を4分の3まで減額する必要があると課長等が認めるものであるとき。

(2) 貸付料を2分の1まで減額できる場合 次に掲げる場合とする。

ア 公共的団体若しくは公益的団体又はこれらに類する団体において、公共用又は公益事業の用に供するものであるとき。

イ アに掲げるもののほか、公益上の観点から貸付料を2分の1まで減額する必要があると課長等が認めるものであるとき。

4 課長等は、前3項の規定により無償又は前条の規定による貸付料よりも低い価額により普通財産を貸付けしようとするときは、借受けを希望する者から市有財産無償貸付け・減額貸付け申請書(別記様式第14号)を提出させなければならない。

5 課長等は、無償又は前条の規定による貸付料よりも低い価額による普通財産の貸付けの可否を決定したときは、市有財産無償貸付け・減額貸付け承認通知書(別記様式第15号)又は市有財産無償貸付け・減額貸付け不承認通知書(別記様式第16号)により当該借受けを希望する者に通知するものとする。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(貸付料に係る督促等)

第39条 課長等は、貸付料を納入期限までに納入しない者に対しては、納入期限経過後20日以内に督促状を発行し、納入すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 課長等は、前項の規定により督促をするときは、那須烏山市債権管理条例(平成25年3月那須烏山市条例第6号)の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収しなければならない。

一部改正〔令和2年規則45号〕

(借受人の遵守事項)

第40条 借受人は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、この限りでない。

(1) 借り受けた普通財産を転貸しないこと。

(2) 借受けの権利を譲渡しないこと。

(3) 借り受けた普通財産を当該借受けに係る目的以外の用途で使用しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、建物の所有を目的とする土地の貸付けにおいて、特に市長が承認したときは、その借受人は、借り受けた普通財産を転貸し、又は借受けの権利を譲渡することができる。

(借受人の費用負担)

第41条 借受人は、借り受けた普通財産において、電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するに当たっては、当該使用するための必要な経費を負担しなければならない。ただし、貸付料に当該経費に相当する額が含まれているときは、この限りでない。

2 借受人は、借り受けた普通財産について必要費又は有益費を支出することがあっても、市に請求することはできないものとする。

(借受人の住所等の変更)

第42条 借受人は、借受人の住所、氏名(法人にあっては、名称)、連絡先その他の事項の変更があったときは、遅滞なく、市有財産使用者住所等変更届出書(別記様式第17号)により課長等に届け出なければならない。

(借受人の名義の変更)

第43条 借受人の死亡その他正当な理由により当該普通財産の借受けに係る名義を変更しようとする者は、市有財産使用者名義変更申出書（別記様式第18号）により課長等に申し出なければならない。

2 課長等は、普通財産の借受けに係る名義の変更を承認したときは、市有財産使用者名義変更承認通知書（別記様式第19号）により当該名義の変更をしようとする者に通知するものとする。

（貸付契約の変更又は解約）

第44条 借受人は、当該貸付けに係る契約の内容を変更し、又は当該契約を解約しようとするときは、市有財産貸付契約変更・解約申出書（別記様式第20号）により課長等に申し出なければならない。

2 課長等は、当該貸付けに係る契約の内容の変更を承認したときは、当該変更に係る事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、1年以下の貸付けに契約を変更するときは、契約書に代えて市有財産貸付契約変更承認書（別記様式第21号）により通知するものとする。

3 課長等は、当該貸付けに係る契約の解約を承認したときは、市有財産貸付契約解約承認書（別記様式第22号）により通知するものとする。

（貸付財産の返還）

第45条 借受人は、契約期間の満了、解約その他の理由により借り受けた普通財産を返還するときは、市有財産返還届出書（別記様式第23号）により課長等に届け出なければならない。

一部改正〔令和5年規則9号〕

（原状回復の義務）

第46条 借受人は、前条の規定による届出をするときは、返還する普通財産を原状に回復しなければならない。ただし、課長等がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 課長等は、普通財産の返還を受けるときは、借受人の立会いを求め、当該普通財産の現状を確認しなければならない。

3 課長等は、前項の規定による確認の結果、当該返還を受ける普通財産の原状の回復が不十分であると認めるときは、借受人に必要な措置を講じさせることができる。

一部改正〔令和5年規則9号〕

（貸付契約の解除）

第47条 課長等は、普通財産を貸し付けた場合において、法第238条の5第4項及び第6項に定めるもののほか、その貸付期間中に次の各号のいずれかに該当するときは、その貸付契約を解除することができる。

（1）3箇月以上貸付料を滞納したとき。

（2）第40条の規定に違反したとき。

（3）貸付財産の管理が良好でないとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、契約条項に違反したとき。

2 課長等は、前項の規定により貸付契約を解除するときは、市有財産貸付契約解除通知書（別記様式第24号）により通知するものとする。

（貸付け以外の方法による普通財産の使用）

第48条 この節の規定は、地上権又は地役権の設定その他貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。ただし、存続期間及び当該使用に係る対価については、市長が別に定める基準によるものとする。

（貸付けに係る契約に関し必要な事項）

第49条 この節に定めるもののほか、普通財産の貸付けに係る契約に関し必要な事項は、那須烏山市契約規則の定めるところによる。

#### 第4章 公有財産の処分

(売払い等に係る手続)

第50条 課長等は、公有財産を売払い、交換し、又は無償により譲渡しようとするときは、売払い、交換又は無償による譲渡（以下「売払い等」という。）を希望する者から売払い又は無償による譲渡にあつては市有財産売払い・無償譲渡申出書（別記様式第25号）を、交換にあつては第8条の規定により市有財産交換申出書を提出させなければならない。

2 課長等は、売払い等に係る事案について第7条の規定による公有財産管理運用委員会への付議を経て当該事案が適当であると認められたときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。ただし、入札により売払い等をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 売払い等をしようとする公有財産の公有財産台帳の登載事項
- (2) 売払い等をしようとする理由
- (3) 売払い等をしようとする相手方の住所及び氏名（法人にあつては、その住所及び名称並びに代表者の氏名）
- (4) 売払いにあつては、売買価格及びその算定基礎（適正な時価よりも低い価額により売払う場合にあつては、その根拠及び理由）
- (5) 交換にあつては、交換価額及びその算定基礎並びに交換差金
- (6) 無償による譲渡にあつては、その根拠及び理由
- (7) 売払い等に係る条件
- (8) 契約の方法
- (9) 予算科目
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 前項の決裁を受けるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市有財産売払い・無償譲渡申出書又は市有財産交換申出書
- (2) 契約書案
- (3) 関係図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な書類  
(契約書の作成及び記載事項)

第51条 課長等は、公有財産の売払い等をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- (1) 売払い等に係る物件の内容
- (2) 売買契約にあつては、売買代金並びにその納入時期及び納入方法
- (3) 交換契約にあつては、交換価額及び交換差金並びにその納入時期及び納入方法
- (4) 所有権の移転に関する事項
- (5) 契約の解除に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項  
(契約に要する費用)

第52条 公有財産の売払い等をしようとする場合における契約に要する費用は、当該売払い等をしようとする相手方の負担とする。

(用途指定による売払い等)

第53条 第35条の規定は、一定の用途に供させる目的をもって公有財産の売払い等をする場合について準用する。

(売払価格)

第54条 売払いしようとする場合の売払価格は、適正な時価によらなければならない。

2 前項の適正な時価は、当該公有財産がその所在において通常有する経済的価値に基づき、当該公有財産の取得に要した費用、需給関係、利用価値、類似財産の売買実例、当該公有財産に対する固定資産税評価額及び不動産鑑定士、銀行等の鑑定結果を勘案し、客観的に算定するものとする。

(無償による譲渡又は時価よりも低い価額による売払い)

第55条 課長等は、売払い等に係る事案が那須烏山市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例第3条各号のいずれかに該当するものであるときは、前条の規定にかかわらず、同条例第3条の規定により無償により譲渡し、又は前条の規定による適正な時価よりも低い価額により売り払うことができる。

2 前項の場合において、無償により譲渡することができる場合及び前条の規定による適正な時価よりも低い価額により売り払うことができる場合の基準については、第38条第2項及び第3項の規定を準用する。

(売払代金等の納入)

第56条 売払いに係る売払代金又は交換に係る交換差金は、当該公有財産の引渡し前に納入させなければならない。ただし、延納の特約をしたとき、その他市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第57条 公有財産を売り払い、又は交換した場合における当該公有財産の所有権は、買受人又は交換の相手方が売払代金又は交換差金の納入を完了したときに移転するものとする。

2 公有財産を無償により譲渡した場合における当該公有財産の所有権は、当該公有財産を譲受人に引き渡したときに移転するものとする。

3 買受人、交換の相手方又は譲受人(以下「買受人等」という。)は、前2項の規定により当該公有財産の所有権が移転したときは、課長等に対し所有権移転登記の請求をするものとし、課長等は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合において、当該登記に要する費用は、買受人等の負担とする。

(延納の申請)

第58条 課長等は、公有財産を売り払い、又は交換する場合において、地方自治法施行令第169条の7第2項の規定による売払代金又は交換差金の延納の特約を受けようとする者があるときは、その者から市有財産売払代金延納申請書(別記様式第26号)又は市有財産交換差金延納申請書(別記様式第27号)を提出させなければならない。

2 課長等は、前項の規定による延納の申請があったときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

(1) 延納の特約をしようとする売払代金又は交換差金

(2) 売払代金又は交換差金を一時に支払うことが困難である理由

- (3) 延納期限、毎期の納入額及び延納利息
- (4) 延納のため提供させる担保の種類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 課長等は、前項の規定により公有財産の売払代金又は交換差金の延納の可否を決定したときは、市有財産売払代金延納承認通知書（別記様式第28号）、市有財産交換差金延納承認通知書（別記様式第29号）又は市有財産売払代金・交換差金延納不承認通知書（別記様式第30号）により当該延納の特約を受けようとする者に通知するものとする。

（延納担保）

第59条 課長等は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をするときは、次に掲げるものを担保として徴しなければならない。ただし、売払い又は交換の相手方が国又は他の地方公共団体であるときは、担保を徴しないものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 特別の法律により設立された法人が発行する債券、社債券その他の有価証券で課長等が確実に認めるもの
- (3) 土地、建物又は登記した立木
- (4) 金融機関等による支払保証
- (5) 連帯保証人による保証

2 課長等は、前項の規定により担保を徴する場合においては、同項第1号及び第2号に掲げるものについては質権を、同項第3号に掲げるものについては抵当権を設定させるものとする。

3 第1項第5号の連帯保証人については、第32条の規定を準用する。

4 課長等は、担保物の価格が減少したと認めるときは、増担保を提出させ、担保物が滅失した場合においては、代わりの担保を提供させなければならない。

（担保の解除）

第60条 課長等は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納金の一部の納入があったときは、市長の決裁を受けて、担保の一部を解除することができる。

2 課長等は、公有財産の売払代金又は交換差金が完納されたときは、遅滞なく担保の解除の手続をしなければならない。

（延納利息）

第61条 課長等は、公有財産の売払代金又は交換差金の延納の特約をするときは、第59条の規定により担保を徴するほか、利息を付さなければならない。

2 前項の規定による利息は、延納期間の日数に応じて延納の特約をする額につき、普通財産取扱規則（昭和40年大蔵省訓令第2号）第17条の規定の例により算出した率を乗じて得た額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（延納の取消し）

第62条 課長等は、延納の特約を受けた者が第59条第4項に規定する措置に従わないときは、当該公有財産の売払代金又は交換差金の延納の特約を取り消さなければならない。

2 課長等は、前項の規定により延納の特約を取り消したときは、市有財産売払代金・交換差金延納取消通知書（別記様式第31号）により通知するとともに、直ちに未払いの売払代金又は交換差金を一時に支払わせなければならない。

（契約の解除）

第63条 課長等は、公有財産の売払い等をした場合において、当該売払い等をした相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、その契約を解除するものとする。

- （1） 法第238条の5第6項に規定する用途指定の義務に違反したとき。
- （2） 売払代金又は交換差金を正当な理由なく納入期限までに納入しないとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、重大な契約条項の違反があるとき。

（売払代金等に係る督促等）

第64条 第39条の規定は、公有財産の売払代金及び交換差金の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収について準用する。

（建物等の取壊し等に係る手続）

第65条 課長等は、建物等を取壊し、撤去等により処分しようとするときは、次の事項を明らかにした伺いにより市長の決裁を受けなければならない。

- （1） 処分しようとする建物等の公有財産台帳の登載事項
- （2） 処分しようとする理由
- （3） 取壊し、撤去等に係る費用及びその期間
- （4） 取壊し、撤去等をした後の物品、発生材等の保管又は処分の方法
- （5） 取壊し、撤去等に係る予算額及び予算科目
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（処分に係る契約に関し必要な事項）

第66条 この章に定めるもののほか、普通財産の処分に係る契約に関し必要な事項は、那須烏山市契約規則の定めるところによる。

（処分に係る通知）

第67条 課長等は、公有財産を売払い等又は取壊し、撤去等により処分したときは、公有財産処分通知書（別記様式第32号）により総務課長に通知しなければならない。

## 第5章 公有財産台帳等

（公有財産台帳）

第68条 総務課長は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表の定める区分により公有財産台帳（別記様式第33号）を作成し、公有財産について、その実態を明らかにしておかなければならない。この場合において、必要があるときは、実測図、平面図等を添付しておくものとする。

2 総務課長は、公有財産に増減その他の異動があったときは、遅滞なく、公有財産台帳に整理しなければならない。

3 課長等は、公有財産台帳の副本を備えなければならない。

（公有財産台帳に記載する価格）

第69条 公有財産台帳に記載する公有財産の取得価格は、次の各号に掲げる取得の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によるものとする。

- （1） 買入れ 買入価格
- （2） 交換 交換時における評定価格

- (3) 収用 補償金額
- (4) 代物弁済 当該財産により弁済を受けた債権の額
- (5) 寄附 評定価格
- (6) 前各号に掲げる以外の原因による取得 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 土地 近傍類似他の時価に比準して算定した額

イ 建物及び工作物並びに船舶その他の動産 建築及び製造に要した額（当該額の算定が困難であるときは、評定価格）

ウ 立木竹 その単価に材積を乗じて算定した額（当該額の算定が困難であるときは、評定価格）

エ 法第238条第1項第4号及び第5号に掲げる権利 取得価格（取得価格により難しいときは、見積価格）

オ 法第238条第1項第6号及び第7号に掲げる財産 当該財産のうち、株式については発行価額、出資による権利については出資金額、その他のものについては額面金額

- 2 公有財産が天災その他の事故により一部を滅失したときは、公有財産台帳価格を基準に算出した損害見積価格を控除した額を新たな台帳価格とする。

（公有財産台帳記載価格の改定等）

第70条 総務課長は、公有財産について3年ごとにその年の4月1日の現況においてこれを評価し、公有財産台帳に記載する価格を改定するものとする。ただし、市長が改定する必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、課長等は、その管理する公有財産の価格に著しい変動があると認められたときは、総務課長に委任して価格の評定を行うことができる。

- 3 土地又は建物及び工作物の価格は、適正な時価により評定しなければならない。

（公有財産台帳の特例）

第71条 道路、法定外公共物、橋りょう、河川、下水道、公園等については、当該法令の規定に基づき作成し、備える台帳等を第68条の公有財産台帳とみなす。

（公有財産管理システムによる管理）

第72条 第68条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定による公有財産台帳については、当該公有財産台帳に記載する事項を公有財産管理システム（市が行う公有財産に関する事務を電子計算組織によって情報処理するシステムをいう。）において電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）により記録したのものをもってこれに代えることができる。

## 第6章 増減異動の報告等

（増減異動及び現在高の報告）

第73条 課長等は、その管理する公有財産について、次に掲げる事項が生じたときは、公有財産増減異動通知書（別記様式第34号）により速やかに総務課長に報告しなければならない。

- (1) 実測、実査等により増減が生じたとき。
- (2) 改築、修築、天災事変その他の理由により形質に変動があったとき。
- (3) 土地の分筆、合筆、地目変更、地積訂正その他の重要な事実が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これに準ずる事項が生じたとき。

2 総務課長は、公有財産の毎会計年度における増減及び毎会計年度末における現在高の報告書を作成し、当該会計年度経過後3箇月以内に会計管理者に送付しなければならない。

3 前項に規定する報告書の様式は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2に規定する財産に関する調書に準じた様式とする。

（災害その他の事故の報告）

第74条 課長等は、その管理する公有財産が災害その他の事故により滅失し、又は毀損したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに公有財産事故報告書（別記様式第35号）により総務課長に報告しなければならない。

#### 第7章 借受財産

（借受財産の管理）

第75条 市が借り受けている不動産及び動産並びにその従物で、公有財産と同一種類のもの（以下「借受財産」という。）の管理については、この規則による公有財産の管理に関する規定を準用する。

#### 第8章 雑則

（暴力団等の排除）

第76条 課長等は、この規則の規定による公有財産の取得、貸付け、処分等又は財産の借受けに係る相手方（法人その他の団体にあつては、役員等当該団体の構成員を含む。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、これらのものを利することとならないよう別に定めるところによりこれらのものを排除するための必要な措置を講じなければならない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（この規則の特例）

第77条 この規則により難い公有財産及び借受財産に係る事務の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第78条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、廃止前の那須烏山市財務規則（平成17年那須烏山市規則第45号）の規定によりなされた普通財産の貸付けについては、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行前に、廃止前の那須烏山市財務規則の規定によりなされた公有財産に関する手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた公有財産に関する手続その他の行為とみなす。

附 則（平成30年3月30日規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された様式及びこれらに準ずると市長が認める様式で現に残存するものについては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日規則第 45 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 12 月 20 日規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 2 月 27 日規則第 14 号)

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

別表 (第 68 条関係)

公有財産の種別、種目及び数量の単位表

種別	種目	数量単位	摘要
土地	敷地	平方メートル	事務所、庁舎等敷地単位以下 2 位まで記載する。
	宅地	〃	公舎、寮、寄宿舍等敷地 〃
	公園	〃	単位以下 2 位まで記載する。
	田	〃	〃
	畑	〃	〃
	山林	〃	〃
	保安林	〃	〃
	原野	〃	〃
	牧野	〃	〃
	池沼	〃	〃
	鉱泉地	〃	〃
	雑種地	〃	他の種目に属しないもの。単位以下 2 位まで記載する。
立木竹	樹木	本	庭木その他材積を基準としてその価格を算定し難いもの
	立木	立方メートル	市営林、学校林等の立木で材積を基準としてその価格を算定するもの
	竹	〃	
建物	事務所建	建面積平方メートル 延面積 〃	庁舎、学校、病院、図書館等单位以下 2 位まで記載する。
	住宅建	〃	公舎、寮、寄宿舍、市営住宅等
	工場建	〃	実習場等
	倉庫建	〃	倉庫、車庫
	雑屋建	〃	厩舎、小屋、物置、廊下、便所等他の種目に属しない

		建物	
工作物	門	個	木門、石門等 1 箇所をもって 1 個とする。
	塀	メートル	さく、塀、垣、生垣等
	給水施設	個	一式をもって 1 個とする。
	排水施設	〃	〃 (溝きよ等を含む)
	築庭	〃	築山、置石、泉水等を一団として 1 箇所をもって 1 個とする。
	池井	〃	貯水池、ろ水池、井戸、プール等の 1 箇所をもって 1 個とする。
	舗床	〃	石敷、れんが敷、コンクリート式、木塊、アスファルト舗装等の 1 箇所をもって 1 個とする。
	照明装置	〃	電灯、ガス灯、弧光灯に関する設備 (常時取りはずす部分を含まない。) の一式をもって 1 個とする。
	暖房装置	〃	暖ろ、ガス暖ろ等一式をもって 1 個とする (煙突を含む。)
	冷房装置	〃	一式をもって 1 個とする。
	通風装置	〃	〃
	消火装置	〃	〃
	通信装置	〃	私設電話、電鈴等に関する設備で他の種目に該当しないもの一式をもって 1 個とする。
	貯槽	〃	水槽、油槽、ガス槽等その個数による。
	橋梁	〃	その個数による (道路法に基づくものを除く。)
	土留	〃	石垣等 1 箇所を 1 個とする (河川法に基づくものを除く。)
	射場	〃	射撃場における諸工作物の一式をもって 1 個とする。
	無線塔	〃	1 箇所をもって 1 個とする。
	電信電話線路	メートル	電信、電話ケーブル (架空地下等)
	電力線路	〃	電力ケーブル (架空、地下等)
	電柱	本	
	昇降機	個	一式をもって 1 個とする。
	原動装置	〃	発電装置、発動装置、気缶、ガス発生装置等の一式をもって 1 個とする。
変電装置	〃	変流装置、変圧装置、蓄電装置等の一式をもって 1 個とする。	
伝動装置	〃	電動装置、シャフティング等の一式をもって 1 個とする。	
作業装置	〃	除じん装置、噴霧装置、製塩装置等の一式をもって 1 個とする。	
諸標	〃	信号機等の 1 箇所をもって 1 個とする。	
雑工作物	〃	掲示板、灰捨場等他の種目に属しないもので 1 箇所を	

			もって1個とする。
地上権等	地上権 地役権 鉱業権 その他	平方メートル " " "	
特許権等	特許権 著作権 商標権 実用新案権	件 " " "	
出資等	株券 社債券 国債証券 地方債証券 出資になる権利 出資証券 受益証券 持分	株 口 " " " " " "	特別の法令により、法人の発行する債券及び社債等登録簿の規定により登録された社債を含む。

別記様式第1号（第8条関係）  
別記様式第1号（第8条関係）

公有財産交換申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先

公有財産との交換をしたいので、那須烏山市公有財産管理規則第8条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申出者が交換に供する財産	所 在 地		
	地 目	公 簿	
		現 況	
	地 積	公 簿	
		実 測	
評定価格（時価）			
交換に供しようとする公有財産	所 在 地		
	地 目	公 簿	
		現 況	
	地 積	公 簿	
		実 測	
交 換 理 由			
交換後の利用計画			
評 定 調 書		別紙のとおり	
交換希望年月日		年 月 日	
その他必要な事項			

添付書類

- ① ○○○○  
② ○○○○

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第2号（第8条関係）

別記様式第2号（第8条関係）

寄 附 申 出 書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名 ④

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

財産を寄附したいので、那須烏山市公有財産管理規則第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申し出ます。

寄 附 の 理 由						
寄 附 財 産	土 地	所在地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所在地				
		構 造				
		面 積				
	その他の 財 産	種 類				
		数 量 等				
	寄 附 の 条 件					
当該財産の時価、建築 建造等の費用						

添付書類

- (1) 所有権を証する登記事項証明書 通
- (2) 位置図、実測図、平面図その他必要な図面 枚
- (3) 登記承諾書 通

寄 附 受 入 書

那 鳥 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けであった寄附の申出については、受け入れることに決定したので、那須烏山市公有財産管理規則第11条の規定に基づき、次のとおり通知します。

寄 附 受 入 れ 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
	そ の 他 の 財 産	種 類				
		数 量 等				
受 入 れ の 条 件						

別記様式第4号（第13条関係）  
別記様式第4号（第13条関係）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、市政運営につきましては、日頃より深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度は、  
を御寄附いただき、誠にありがとうございます。  
御寄附の趣旨に十分配慮しながら有効に活用させていただき、御厚志に沿いたいと存じます。

ここに謹んで御礼申し上げますとともに、今後とも市政の発展のためにより一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

年 月 日

様

那須烏山市長





全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第6号（第17条、第24条、第26条関係）

別記様式第6号（第17条、第24条、第26条関係）

公 有 財 産 引 継 書

年 月 日

引継者（引継ぎをする課長等） 職・氏名

引受者（引継ぎを受ける課長等） 職・氏名

那須烏山市公有財産管理規則第17条第2項（第24条第4項、第26条第4項）に基づき、次のとおり公有財産を引き継ぎます。

名 称	
所 在 地	
土地、建物等の別	
土地の地目、建物等の種別・構造	
地積、面積、数量等	
引継ぎをする理由	

添付書類

(1) ○○○○

(2) ○○○○

(3) ○○○○

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第7号（第20条関係）

別記様式第7号（第20条関係）

境界確認に関する覚書

境界を確認した 市有地の表示			
隣接地の表示			
立会年月日		年 月 日	
立会者	市	所 属	
		職・氏名	
	隣接地 所有者	住 所	
		氏 名	
境界標柱布設本数		本（別添図面No. からNo. まで）	
その他参考となる事項			

上記のとおり境界を確認したことを証するため、那須烏山市公有財産管理規則第20条第3項の規定に基づき、本書2通を作成し、双方各1通を所持するものとする。

年 月 日

那須烏山市

那須烏山市長



隣接地所有者

住 所

氏 名



公有財産異動通知書

事務連絡  
年 月 日

総務課長宛て

〔職・氏名〕

公有財産の異動があったので、那須烏山市公有財産管理規則第27条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 異動の内容

<input type="checkbox"/> 普通財産から行政財産への分類替え	<input type="checkbox"/> 行政財産の種類替え
<input type="checkbox"/> 公有財産の所管替え	
<input type="checkbox"/> 行政財産の用途の変更	<input type="checkbox"/> 行政財産の用途の廃止

2 公有財産の表示

所在地	
土地、建物等の別	
土地の地目、建物等の種別・構造	
地積、面積、数量等	

3 異動事項

区分	異動前	異動後
公有財産の分類		
行政財産の種類		
公有財産の所管		
行政財産の用途の変更		

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第9号（第31条関係）

別記様式第9号（第31条関係）

市有財産貸付申込書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の貸付けを受けたいので、那須烏山市公有財産管理規則第31条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

貸付けを受けたい財産	土 地	所在地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所在地				
		構 造				
		面 積				
	その他の財産	種 類				
		数 量 等				
	使 用 目 的					
	貸 付 希 望 期 間		年 月 日 から		年 月 日まで ( 年 月 間)	
そ の 他 必 要 な 事 項						

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第10号（第32条関係）

別記様式第10号（第32条関係）

連帯保証人設定届出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者（借受人）住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の貸付けを受けるに当たり連帯保証人を設定したので、那須烏山市公有財産管理規則第32条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

貸付けを受ける財産	所 在 地	
	土地、建物等の別	
	土地の地目、建物等の種別・構造	
	地積、面積、数量等	
使 用 目 的		
貸 付 期 間	年 月 日から	年 月 日まで （ 年 月間）
貸 付 料	円	
貸 付 条 件		
保 証 証 書		
年 月 日		
那須烏山市長 宛て		
私は、借受人の連帯保証人として、借受人の当該市有財産の貸付けに係る貸付料の納入義務その他の借受人の義務について、（ 円）を限度として、借受人と連帯して履行することを誓約します。		
連帯保証人 住 所		
氏 名		
連絡先		

添付書類

① 連帯保証人の印鑑証明書

② 連帯保証人の所得証明書

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第11号（第32条関係）

別記様式第11号（第32条関係）

連帯保証人住所等変更届出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者（借受人）住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

連帯保証人 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

連帯保証人の住所、氏名、連絡先その他の事項の変更があったので、那須烏山市公有財産管理規則第32条第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

貸付けを受けている財産	所 在 地		
	土地、建物等の別		
	土地の地目、建物等の種別・構造		
	地積、面積、数量等		
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	

添付書類 変更事項を示す書類



全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第13号（第33条関係）

別記様式第13号（第33条関係）

市有財産貸付書

那 鳥 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申込みのあった市有財産の貸付けについては、那須烏山市公有財産管理規則第33条ただし書の規定に基づき、次のとおり貸し付けます。

貸し付ける財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
		面積				
その他の財産	種類					
	数量等					
使用目的						
貸付期間		年 月 日から		年 月 日まで ( 年 月 日)		
貸付料		円				
貸付条件						

市有財産無償貸付け・減額貸付け申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

連絡先

無償又は減額による市有財産の貸付けを受けたいので、那須烏山市公有財産管理規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申 出 区 分		<input type="checkbox"/> 無償による貸付け <input type="checkbox"/> 減額による貸付け				
貸 付 け を 受 け る 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
	その 他 の 財 産	種 類				
		数 量 等				
使 用 目 的						
貸 付 期 間		年 月 日から		年 月 日まで ( 年 月 日)		
無償又は減額による貸付けを希望する理由						

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第15号（第38条関係）

別記様式第15号（第38条関係）

市有財産無償貸付け・減額貸付け承認通知書

那須町令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申出のあった無償又は減額による市有財産の貸付けについては、次のとおり決定したので、那須烏山市公有財産管理規則第38条第5項の規定に基づき通知します。

承認区分		<input type="checkbox"/> 無償による貸付け <input type="checkbox"/> 減額による貸付け				
貸し付ける財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
		面積				
	その他の財産	種類				
		数量等				
使用目的						
貸付期間		年 月 日から		年（ 月 日まで 月間）		
承認理由						
※減額前の貸付料		円				
※減額後の貸付料		円				

市有財産無償貸付け・減額貸付け不承認通知書

那須島指令 第 号  
年 月 日

様

那須島山市長



年 月 日付けで申請のあった無償又は減額による市有財産の貸付けについては、次の理由により承認できないので、那須島山市公有財産管理規則第38条第5項の規定に基づき通知します。

理由

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成30年規則46号〕

別記様式第17号（第42条関係）

別記様式第17号（第42条関係）

市有財産使用者住所等変更届出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者（借受人）住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先

借受人の住所、氏名（法人にあつては、名称）、連絡先その他の事項の変更があつたので、那須烏山市公有財産管理規則第42条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

貸付けを受けている財産	所 在 地	
	土地、建物等の別	
	土地の地目、建物等の種別・構造	
	地積、面積、数量等	
変 更 区 分	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類 変更事項を示す書類

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第18号（第43条関係）  
別記様式第18号（第43条関係）

市有財産使用者名義変更申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の借受けに係る名義を変更したいので、那須烏山市公有財産管理規則第43条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

貸付 けを 受 け て い る 財 産	土 地	所在地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所在地				
		構 造				
		面 積				
その 他 の 財 産	種 類					
	数 量 等					
使 用 目 的						
貸 付 期 間		年 月 日から		年 月 日まで （ 年 月 日）		
貸 付 料		円				
貸 付 条 件						
旧 借 受 人	住 所					
	氏 名					
名 義 変 更 の 理 由						

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第19号（第43条関係）

別記様式第19号（第43条関係）

市有財産使用者名義変更承認通知書

那須島指令 第 号  
年 月 日

様

那須島山市長



年 月 日付けで申出のあった市有財産の借受けに係る名義の変更については、承認したので、那須島山市公有財産管理規則第43条第2項の規定に基づき通知します。

貸し付ける財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
		面積				
その他の財産	種類					
	数量等					
使用目的						
貸付期間		年 月 日から		年 月 日まで ( 年 月 日間)		
貸付料		円				
貸付条件						

市有財産貸付契約変更・解約申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

年 月 日付で締結した市有財産貸付契約の内容の変更又は解約をしたいので、那須烏山市公有財産管理規則第44条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申 出 区 分			<input type="checkbox"/> 契約の変更 <input type="checkbox"/> 解約			
貸付 けを 受 け て い る 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
その 他 の 財 産	種 類					
	数 量 等					
使 用 目 的						
貸 付 期 間			年 月 日から		年 月 日まで ( 年 月 日)	
貸 付 料			円			
貸 付 条 件						
変 更 の 内 容 又 は 解 約 予 定 日						
変 更 又 は 解 約 の 理 由						

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第21号（第44条関係）

別記様式第21号（第44条関係）

市有財産貸付契約変更承認書

那烏指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申し出のあった市有財産貸付契約の内容の変更については、承認したので、那須烏山市公有財産管理規則第44条第2項ただし書の規定に基づき通知します。

〔変更後の貸付内容〕

貸し付ける財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
		面積				
その他の財産	種類					
	数量等					
使用目的						
貸付期間		年 月 日から		年（ 月 日まで 月間）		
貸付料		円				
貸付条件						
変更の内容						

市有財産貸付契約解約承認書

那須島指令 第 号  
年 月 日

様

那須島山市長



年 月 日付けで申し出のあった市有財産貸付契約の解約については、承認したので、那須島山市公有財産管理規則第44条第3項の規定に基づき通知します。

貸し付けていた財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
		面積				
その他の財産	種類					
	数量等					
解約予定日		年 月 日				
解約承認後の貸付期間		年 月 日から 年（ 月 日まで月間）				
解約承認後の貸付料（今年度分）		円				

市有財産返還届出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産を返還するので、那須烏山市公有財産管理規則第45条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

貸付 けを 受 け て い た 財 産	土 地	所 在 地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所 在 地				
		構 造				
		面 積				
その 他 の 財 産	種 類					
	数 量 等					
使 用 目 的						
貸 付 期 間		年 月 日から		年 月 日まで ( 年 月 日)		
貸 付 料 ( 今 年 度 分 )		円				
返 還 す る 理 由						
返 還 予 定 日		年 月 日				

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第24号（第47条関係）  
別記様式第24号（第47条関係）

市有財産貸付契約解除通知書

年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで締結した市有財産貸付契約については、次のとおり解除するので、那須烏山市公有財産管理規則第47条第2項の規定に基づき通知します。

貸し付けている財産	土地	所在地				
		地目	公簿		現況	
		地積				
	建物	所在地				
		構造				
その他の財産	面積					
	種類					
		数量等				
解除する理由						
解除予定日		年 月 日				
解除後の貸付期間		年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月間)				
解除後の貸付料 (今年度分)		円				

(告示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成30年規則46号〕

別記様式第25号（第50条関係）

別記様式第25号（第50条関係）

市有財産売却・無償譲渡申出書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申出者 住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の売却又は無償譲渡を受けたいので、那須烏山市公有財産管理規則第50条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

申 出 区 分		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 無償譲渡			
売却 又は 無償譲渡 に係る 財産	土 地	所在地			
		地 目	公 簿		現 況
		地 積			
	建 物	所在地			
		構 造			
		面 積			
その他の 財 産	種 類				
	数 量 等				
利 用 日 的					
売却希望価格					円
売却又は無償譲渡 希望年月日					年 月 日
その他必要な事項					

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第26号（第58条関係）  
別記様式第26号（第58条関係）

市有財産売払代金延納申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の売払代金の延納をしたいので、那須烏山市公有財産管理規則第58条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

売 払 い に 係 る 財 産	土 地	所在地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所在地				
		構 造				
		面 積				
その他の 財 産	種 類					
	数 量 等					
売 払 代 金 の 額		円				
希望する延納期限		年 月 日まで				
希望する納入の方法						
各納期につき均等 又は連減の別		<input type="checkbox"/> 均等（ 円） <input type="checkbox"/> 連減				
提 供 す る 担 保						
延納しようとする理由						

添付書類

(1) ○○○○

(2) ○○○○

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第27号（第58条関係）

別記様式第27号（第58条関係）

市有財産交換差金延納申請書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

連絡先

市有財産の交換差金の延納をしたいので、那須烏山市公有財産管理規則第58条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

交換に供する財産	所在地		
	地目	公簿	
		現況	
	積算	公簿	
		実測	
評定価格（時価）			
交換を受ける市有財産	所在地		
	地目	公簿	
		現況	
	積算	公簿	
実測			
交換差金の額		円	
希望する延納期限		年 月 日まで	
希望する納入の方法			
各納期につき均等又は差減の別		<input type="checkbox"/> 均等（ 円） <input type="checkbox"/> 差減	
提供する担保			
延納しようとする理由			

添付書類

① ○○○○

② ○○○○

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第28号（第58条関係）

別記様式第28号（第58条関係）

市有財産売却代金延納承認通知書

那須島指令 第 号  
年 月 日

様

那須島山市長



年 月 日付けで申請のあった市有財産の売却代金の延納については、承認したので、那須島山市公有財産管理規則第58条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

売 払 い に 係 る 財 産	土 地	所在地				
		地 目	公 簿		現 況	
		地 積				
	建 物	所在地				
		構 造				
		面 積				
その他の 財 産	種 類					
	数 量 等					
売却代金の額		円				
承認した延納期限		年 月 日まで				
納入の方法						
各納期につき均等 又は差減の別		<input type="checkbox"/> 均等 ( 円) <input type="checkbox"/> 差減				
備 考						

市有財産交換差金延納承認通知書

那須指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで申請のあった市有財産の交換差金の延納については、承認したので、那須烏山市公有財産管理規則第58条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

交換に供する財産	所在地		
	地目	公簿	
		現況	
	地積	公簿	
		実測	
評定価格（時価）			
交換を受ける市有財産	所在地		
	地目	公簿	
		現況	
	地積	公簿	
		実測	
交換差金の額			円
承認した延納期限			年 月 日まで
納入の方法			
各納期につき均等又は過減の別			<input type="checkbox"/> 均等（ 円） <input type="checkbox"/> 過減
備考			

市有財産売却代金・交換差金延納不承認通知書

那須島指令 第 号  
年 月 日

様

那須島山市長



年 月 日付けで申請のあった市有財産の売却代金又は交換差金の延納については、次の理由により承認できないので、那須島山市公有財産管理規則第58条第3項の規定に基づき通知します。

理由

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成30年規則46号〕

別記様式第31号（第62条関係）  
別記様式第31号（第62条関係）

市有財産売却代金・交換差金延納取消通知書

年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで承認した市有財産の売却代金又は交換差金の延納については、次の理由により取り消したので、那須烏山市公有財産管理規則第62条第2項の規定に基づき通知します。

理由

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。



全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第33号（第68条関係）公有財産台帳

別記様式第33号（第68条関係）公有財産台帳

その1

土 地 地 積									区 分
年度	異動年月日	地目	増 減			現 在 高			備 考
			筆 数	地 積	積 額	筆 数	地 積	積 額	

注 区分欄には、行政財産、普通財産の別を記入すること。

その2

土 地 内 訳														
種 目		用 途				測 量				番 号				
地 番 別 明 細	地番	地 種	地番	地 種	所在地	測量・境界・附属物・用途別				番 号				
年度	取得及び異動年月日	異動事由	所在地番	地目	増 減		現 在 高		登 記		実測面積	取得価額	評価額	備 考
					筆数	地積	筆数	地積	年月日	目的				

注 1 種別別に1区域ごとに別表とする。

2 地番別明細欄には、1区域が2以上の地番におたる場合に地番ごとの数量を記載する。

3 沿革欄には、台帳登録に至るまでの沿革を記載すること。

4 測量・境界・附属物・用途別欄

(1) 測量については、測量を実施した場合にその年月日、実施者、測量方法及び結果等を記載する。

(2) 境界については、境界確定年月日、確定までの経緯を記載すること。

(3) 附属物については、台帳に附属する図面の番号及び名称（例えば動内図、配置図、実測図等）を記載する。

(4) 用途物種については、地上権その他これに準ずる権利、借地権等が設定されている場合にその権利の種類、権利者、権利の目的となる土地の数量等を記載する。

5 異動年月日欄には、取得変更、その他取得を要する事由の発生した年月日を記載する。

6 土地の異動によって数量の増減を台帳に記載するときは、この増減の数量に対する価額をも計上する。

7 土地改良事業又は土地区画整理事業等によって増減があったときは、異動告示の日によって整理する。この場合、引き渡した地積の全部を減とし、換地を受けた地積の全部を増とする。

8 登記欄には、土地について登記した場合にその目的（例えば所有権移転、所有権保存等）及び登記簿記載の受付年月日を記載する。

9 備考欄には、土地を処分又は所管替えをした場合にその相手方の氏名又は題名及び支払代金等を記載する。また、評価替えをしたときは、その年月日を記載する。

その3

立 木 竹 地 積								区 分	
年度	異動年月日	増 減			現 在 高			取得者印	備 考
		山林面積	立木数量	台帳価額	山林面積	立木数量	台帳価額		

立 本 竹 内 訳

種目	種 類	用 途	課 名	番 号							
地	所有者又は買受人	附 属 図 面	土地 事項	添 紙							
	数 量	所在地									
年度	取得及び異動年月日	異動事由	増 減			現 在 高	受 取 記		備 載 年 月 日	伏 置 年 月 日	備 考
			山林面積	立木数量	合算価額		山林面積	立木数量			

注 1 種別別1区域ごとに別表とする。

2 立本竹の存する土地の全部又は一部が借地である場合は、借地権にその所有者又は買受人及び数量を記入すること。

その5

口屋名	種 類	用 途	区 分						
年度	取得及び異動年月日	増 減			現 在 高	備 考			
		木 造					非 木 造		
		棟数	延面積	価額			棟数	延面積	価額

注 1 1の口屋に属する建物ごとに別表とし、種目の順序に従って記載すること。(口屋名とは、庁舎、学校、病院、公民館、保養所、市営住宅等という。)

その6

建 物 内 訳

建物番号	種目	用途	課名	番号								
構造	造	所在地	用 地	土地台帳簿 号								
	建											
	高											
	建物・沿革		附属物件									
年度	取得及び異動年月日	異動事由	増 減			現 在 高		受 取 記		取得価額	課価額	備 考
			床面積	延面積	価額	床面積	延面積	価額	年月日			

注 1 1棟ごとに別表とする。

2 建物には建物番号を付すること。

3 構造欄には、主要部分の構成材料（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄骨コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、土蔵造、木造等）、屋根の種類（瓦ぶき、スレートぶき、亜鉛メッキ鋼板ぶき、草ぶき等）及び階数（平屋建、二階建等、なお、地下室又は隠屋のあるものはその旨）を記載すること。

4 建物の従物（塀、遊具、遊具等工作物を除く。）については、その価額を建物価額に合算する。

工 事 物

建物番号		種目		用途		課名		
区分	構造形式等	階	積		所有者又は賃借人	附属区分	番 号	名 称
			数量	価 値				
			増 減		取得価額			
			数量	価 値				
年度	取得又は異動年月日	異動事由	増	減	現在高	取得価額	評 価 額	備 考
			数量	価 値	数量	価 値		

- 注 1 構造又は区分の異なるごとに別票とする。  
 2 建物番号欄には、建築物に附属する工作物について、その建築物の建物番号とする。  
 3 区分欄には、別表の欄要欄に掲げる区分等を適宜記載すること。  
 4 構造形式等欄には、構造、形式、規格、数量等を記載すること。  
 5 本表は、種目ごとに総括を付すこと。

その8

地 上 権 等

登録番号		種目		目的		課名			
区分	自筆	地積明細	所 在		積	附属区分	番 号	名 称	
			数量	価 値					地 積
			増 減		取得価額				
			数量	価 値					評 価 額
年度	取得及び異動年月日	異動事由	増	減	現在高	登記又は登録	取得価額	評 価 額	備 考
			数量	価 値	数量	価 値	年月日	目的	

- 注 1 1区域又は1街区ごとに別票とすること。  
 2 登録番号欄には、記載順序に登録された地積簿の登録番号を記載すること。  
 3 目的欄には、権利設定の目的（例えば建物所有、工作物所有等）を記載すること。  
 4 地積明細欄には、1区域又は1街区が3以上の地番にわたる場合に地番ごとの数量を記載すること。  
 5 本表は、種目ごとに総括を付すこと。

その3

特 許 権 等

登録番号		種目		存続期間		自		世			
名 称 等	商 標			特 許 権	実 施 権 目 録 等			注 意 事 項			
	商 標				実 施 権 目 録 等			注 意 事 項			
	商 標				実 施 権 目 録 等			注 意 事 項			
年度	取得及び 異動の日	異動事由	増 減		現 在 高		登 録		取得価額	評 価 額	備 考
			数 量	価 額	数 量	価 額	年月日	目的			

- 注 1 1件ごとに別表とする。  
 2 登録番号欄には、特許原簿、特許権登録簿、商標原簿、实用新型原簿等に登録された登録番号を記載すること。  
 3 名称等欄には、発明の名称、特許権の種号及び種別等を記載すること。  
 4 実施権、出版権等欄には、その権利について実施権、出版権等が設定されている場合に、その権利者の氏名、権利の内容等を記載すること。  
 5 本表は、種目ごとに総括を付すこと。  
 その18

出 資 等

記号No.	年度	取得又は 異動の日	名 称	種類番号	原簿金額	取得価額 (処分価額)	利 子 (評価額)	費 用 年 月 日	備 考

注 本表には、総括を付すこと。

公有財産増減異動通知書

事務連絡  
年 月 日

総務課長宛て

〔職・氏名〕

公有財産に増減異動があったので、那須烏山市公有財産管理規則第73条第1項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 増減異動に係る公有財産の表示

所在地	
土地、建物等の別	
土地の地目、建物等の種別・構造	
異動前の地積、面積、数量等	

2 増減異動に係る事項

財産の数量等	増減前	増	減	増減後
増減の理由				
増減異動年月日	年 月 日			

全部改正〔令和5年規則9号〕

別記様式第35号（第74条関係）  
別記様式第35号（第74条関係）

公有財産事故報告書

事務連絡  
年 月 日

総務課長宛て

〔職・氏名〕

災害その他の事故により公有財産が滅失し、又は毀損が生じたので、那須烏山市公有財産管理規則第74条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 滅失し、又は毀損が生じた公有財産の表示

所在地	
土地、建物等の別	
土地の地目、建物等の 種別・構造	
地積、面積、数量等	

2 滅失又は毀損の内容

発生日時	年 月 日 時頃
滅失又は毀損の原因	
被害の数量及び程度	
毀損した財産の保全 又は復旧のために とった応急措置	
損害見積価格及び 復旧可能なものにつ いては復旧見込額	円
その他参考事項	

添付書類 見積書、写真、図面、構造図、位置図その他の参考となる書類

全部改正〔令和5年規則9号〕